

# まちづくりの基本条例

仮称  
の制定に  
向けて

第4回

第4回策定検討委員会（十月三十日）が開催され、第六章まで議論されましたので、その内容についてお知らせします。

## 第3章及び第4章の 条文案作成

第3回策定検討委員会で議論した「第3章 情報の共有」、「第4章 参加と協働」について前回の議論を踏まえ、下記のとおり条文案を作成しました。

この中で、第3章に入れることとした「審議会等の公開」については、「第7章 町長等」に入れることとしました。

この条例案は、今後、議論される第5章以下の内容により修正も考えられますが、現時点での案としました。

## 第5章 町民

「町民」については、定義をどうするかから議論が始まりました。

委員からは、「町民」とは住民票があつて住んでい

る人に限定すべきとの意見もありました。しかし、今は、単身赴任の方が多く、住民票を持ってこない方もおり住民票にこだわらなくてもいいということになりました。また、住んでいなくとも一時的に幌延町に働いてきている方々に広くまちづくりに参加していただきたいとのこととしました。

ただし、事業者や団体については、「町民」に含めないで、別に規定することとしました。

決定した町民の定義は、「町内に住み、又は町内で働き、学び、若しくは活動する人を言います。」です。

次に、「町民の権利」に盛り込む事項について議論しました。

まず、「町民はまちづくりに参加する権利を有する」という表現は必要であるということと一致しましたが、さらに具体的な内容をどう記載するかについて

は結論が出ず、次回までに事務局で条文化してから再度、議論することとしました。

その外には、「町民の責務」と「事業者の権利及び責務」もそれぞれ条文化することとしました。

## 第6章 町議会

「町議会」に関する事項は、町議会が独自の議会基本条例を作るのか、本基本条例に議会の項目を含めるのか等を町議会と協議してからでないと決められません。町議会との協議を行うに当たり、本委員会としての意見を集約する必要があるため、議題としました。

今回の議論では、「議会の役割」、「議会の責務」、「議員の責務」については最低限盛り込む必要があるだろうとの意見でした。

さらに、どこまで踏み込んだ記載をできるかについては次回以降に継続して協議することとしました。

## 第3章、第4章の条文原案

### 第3章 情報の共有

#### （町民の知る権利）

第4条 町民は、市政の主権者として、まちづくりに参加するために必要な町の保有する情報について、その提供を受け、又は自ら取得する権利を有します。

#### （情報の提供）

第5条 町は、町の保有する情報が町民の共有財産であることを認識するとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を町民が迅速かつ容易に得られるよう、情報の公開を総合的に推進します。

2 町の保有する情報の公開について必要な事項は、別に条例で定めます。

#### （個人情報の保護）

第6条 町は、保有する個人情報に関して厳重な管理を行い、町民の権利や利益が侵害されることのないよう、町が持つ個人情報を保護します。

2 個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めます。

### （パブリックコメント）

第7条 町長等は、町民への説明責任を果たすとともに、市政への参加の促進を図り、公正で民主的な開かれた市政の推進のため、パブリックコメントを実施します。

2 パブリックコメントの実施について必要な事項は、別に条例で定めます

### 第4章 参加と協働

#### （町民参加の権利及び保障）

第8条 町民は、まちづくりの主役として市政運営に参加する権利があります。

2 町は、まちづくりの重要な計画の策定、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障します。

#### （町民参加の推進）

第9条 町は、町民のまちづくり参加を推進するため、積極的に参加できる機会の拡充に努めます。

2 町民の参加について必要な事項は別に条例で定めます。

#### （協働の推進）

第10条 町民、町議会、町は、それぞ

れの役割と責任の下に、協働のまちづくりを推進します。

2 町は、協働のまちづくりを推進するため、自主的及び主体的に取り組むまちづくりの担い手に対して、必要な支援を行います。

#### （コミュニティ活動）

第11条 町民と町は、自治の担い手としてのコミュニティの役割と責務を認識し、コミュニティを担う組織を守り育てます。

2 町は、まちづくりの担い手であるコミュニティの自主性と主体性を尊重しながら、必要な支援を行います。

#### （住民投票）

第12条 町は、市政の重要な事項について、直接町民の意思を確認するため住民投票を実施することができます。

2 住民投票に参加できる者の資格、投票結果の取り扱いその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。